

平成23年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

| No | 施策名                             | 頁 |
|----|---------------------------------|---|
| 1  | 海洋権益を保全するための海洋調査等の推進（海洋調査能力の向上） | 1 |
| 2  | 環境共生型都市開発プロジェクトの国際展開支援の推進       | 5 |

平成24年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

| No | 施策名                       | 頁  |
|----|---------------------------|----|
| 3  | 民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの確立 | 10 |
| 4  | 鉄道施設緊急耐震対策事業              | 14 |

平成24年度補正予算時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

| No | 施策名       | 頁  |
|----|-----------|----|
| 5  | 津波防災対策の推進 | 17 |

平成25年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

| No | 施策名   | 頁  |
|----|---|----|
| 6  | 公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設 | 21 |

平成26年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

| No | 施策名               | 頁  |
|----|-------------------|----|
| 7  | 緊急地震速報・津波観測情報の高度化 | 26 |
| 8  | 社会資本情報のプラットフォーム構築 | 30 |

平成27年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

| No | 施策名                     | 頁  |
|----|-------------------------|----|
| 9  | 新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立 | 34 |

事後検証シート（政策アセスメント関係）

|  |  |                   |  |
|--|--|-------------------|--|
| <p>施策等<br/>(対象評価書)</p>                 | <p>海洋権益を保全するための海洋調査等の推進<br/>(海洋調査能力の向上)<br/>(平成23年度予算概算要求関係政策アセスメント<br/>結果(事前評価書)【No.10】)</p>  | <p>担当<br/>課長名</p> | <p>海上保安庁海洋情報部<br/>海洋調査課長<br/>長屋 好治</p> |
| <p>施策等の概要<br/>・目的</p>                  | <p>我が国排他的経済水域（EEZ）等における海洋資源の開発・普及などの海洋権益の保全に資するため、データの不足している海域について、海底地形、地殻構造等の調査を推進する。特に重要な海域について、海底地形等の精密なデータを整備することができる自律型潜水調査機器（AUV）を導入する。<br/>※自律型潜水調査機器：海底近傍まで潜行のうえ、プログラムされた経路を自動航走しつつ、調査を行うことで精密なデータが取得できる無人調査機<br/><br/>(予算関係)<br/>【平成23年度予算要求額：368百万円】<br/>【平成23年度予算額：368百万円】【平成24～27年度予算額：1,650百万円】</p> |                   |  |
| <p>政策目標・<br/>施策目標</p>                  | <p>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保<br/>18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する</p>  |                   |  |
| <p>業績指標（目標値・<br/>目標年度）</p>             | <p>—</p>   |                   |  |
| <p>検証指標（目標値・<br/>目標年度）</p>             | <p>海洋資源の開発・普及等、海洋権益の保全に資するための海底地形等の精密なデータの整備。（6海域・平成27年度）</p>  |                   |  |
| <p>施策等の効果<br/>の測定及び結果<br/>(実際の有効性)</p> | <p>我が国領海及び排他的経済水域内の特に重要な海域について、自律型潜水調査機器を導入し、より詳細な海底地形等の精密なデータを整備することで海洋の総合的管理に資する詳細な基盤的情報を整備（トカラ群島2海域、沖縄群島2海域、先島群島2海域の計6海域）することができた。このうち沖縄群島海域での調査の成果を基に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）はより詳細な調査を行い、当該海域に有望な海底熱水鉱床が存在することを確認した。</p>   |                   |  |
| <p>参考URL</p>                           | <p>特になし</p>  |                   |  |
| <p>その他特記<br/>すべき事項</p>                 | <p>特になし</p>  |                   |  |

【No. 10】

政策アセスメント評価書（個票）

|         |   |       |          |
|---------|---|-------|----------|
| 施策等     | 海洋権益を保全するための海洋調査等の推進<br>(海洋調査能力の向上)   |       |          |
| 担当課     | 海上保安庁海洋情報部<br>海洋調査課   | 担当課長名 | 課長 加藤 幸弘 |
| 施策等の概要  | <p>我が国排他的経済水域（EEZ）等における海洋資源の開発・普及などの海洋権益の保全に資するため、データの不足している海域について、海底地形、地殻構造等の調査を推進する。特に重要な海域について、海底地形等の精密なデータを整備することができる自律型潜水調査機器（AUV）を導入する。</p> <p>※自律型潜水調査機器： 海底近傍まで潜行のうえ、プログラムされた経路を自動航走しつつ、調査を行うことで精密なデータが取得できる無人調査機</p> <p>(予算関係)<br/>【予算要求額 : 368百万円】</p>  |       |          |
| 施策等の目的  | 我が国のEEZ等における海洋権益を保全し、海上交通の安全確保、海洋資源の開発・普及等海洋の総合的管理に資する海洋に関する基盤的情報を整備する。   |       |          |
| 政策目標    | 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保  |       |          |
| 施策目標    | 19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する   |       |          |
| 業績指標    | —   |       |          |
| 検証指標    | 海洋資源の開発・普及等、海洋権益の保全に資するための海底地形等の精密なデータの整備。  |       |          |
| 目標値     | 6 海域  |       |          |
| 目標年度    | 平成27年度  |       |          |
| 施策等の必要性 | <p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>我が国EEZ等、管轄海域の利活用を始めとする海洋に関する様々な施策の企画及び実施並びに我が国の海洋に関する権益を保全する上で不可欠な海洋に関する基盤的情報を整備する必要がある。</p> <p>しかし、海洋権益の保全等海洋の総合的管理に必要な海底地形等の精密なデータの整備が十分ではなく、また、既存の調査能力では精密なデータが整備できない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>現状の測量船は深海の詳細な調査能力が欠如しており、海底地形等の精密なデータが取得できず、海洋資源の開発・普及、海洋権益の保全等海洋の総合的管理に資する海洋に関する基盤的情報の整備が図れない。</p> |       |          |

|         |  |   |
|---------|--|---|
|         | <p>iii 課題の特定</p> <p>我が国EEZ等における海洋権益の保全等海洋の総合的管理のために必要な海洋に関する基盤的情報が不足しているため、海底地形調査を精密に実施できる能力を備えた機器を導入する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>従来の機器と比べてより海底地形等の精密なデータが得られる自律型潜水調査機器を導入する。</p>                                       |   |
| 社会的ニーズ  | <p>海洋基本法では、「我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要」とされており、そのため、海洋の開発及び利用の計画立案等に必要な海洋に関する基盤的情報の整備が必要とされている。</p> <p>また、「新成長戦略」成長戦略実行計画（工程表）（平成22年6月18日閣議決定）には、「海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進」が求められている。</p> |   |
| 行政の関与   | 海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。  |   |
| 国の関与    | 海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。  |   |
| 施策等の効率性 |  |   |
| 本案      | 費用   | <p>368百万円（平成23年度予算要求額）</p> <p>自律型潜水調査機器整備</p>   |
|         | 効果   | <p>海洋資源が賦存する可能性が高い重要海域の絞込みには、従来から実施している測量船による調査で取得した海底地形データが活用できるものの、その海底熱水鉱床の詳細な位置を特定するためには、より精密な海底地形データを取得できるAUVによる調査が重要であり、このことが、海洋資源の開発・普及につながることとなる。</p> <p>この重要海域には、以下の海洋資源が賦存すると推定されている。</p> <p>（社）日本プロジェクト産業協議会（海洋資源事業化研究会）／三井物産戦略研究所グリーン・イノベーション事業戦略室（平成22年3月）によると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の領海・EEZの海底に豊富な鉱物資源の存在が推定され、その中でも、賦存する熱水鉱床は7.5億トン、地金価値に換算すれば80兆円相当。（熱水鉱床の賦存量は海底火山数と推定熱水活動域の比率等により推定）</li> <li>・これらに含まれる金属成分は、日本の年間消費量と比較すると銅16年分、銀180年分、亜鉛240年分、鉛180年分に相当。</li> <li>・その他、金4千トンをはじめとするガリウム、ゲルマニウムなどのレアメタルも含まれている。</li> <li>・海底熱水鉱床周辺に生息している生物群集には、遺伝子資源のソースとして、医薬品、化学産業からも期待されている。</li> </ul> |

|            |    |   |
|------------|----|---|
|            | 比較 | 地形の起伏等の精密なデータを得ることにより、それが海底熱水鉱床等によるものが判別が可能となり、海洋資源の開発及び利用の推進等、海洋権益の保全や管轄海域の利活用に資することが出来るため効果が大きく、効率的といえる。                    |
| 代替案        | 概要 | 従来どおり、既存の設備で実施する。   |
|            | 費用 | なし（既存の設備・経費のみで実施）   |
|            | 効果 | 海洋権益の保全や管轄海域の利活用に必要とされる精密なデータの取得が困難である。   |
|            | 比較 | 海洋権益の保全や管轄海域の利活用に資する精密なデータを整備できず、効果は限定的となる。   |
| 本案と代替案の比較  |    | 代替案では、海底地形等の精密なデータを取得するには限界があり、効果が限られる。本案では、海洋資源の開発・普及などの海洋権益の保全などの海洋の利活用に資するための精密なデータの整備を行うことが出来るため、効果が著しく大きい。               |
| 施策等の有効性    |    | 自律型潜水調査機器を導入することにより、より詳細な海底地形等の精密なデータが整備され、海底熱水鉱床等の海洋資源確保に向けた探査、海洋権益の保全や管轄海域の利活用に資する海洋に関する基盤的情報を整備することが出来、施策目標の達成に資するため有効である。 |
| その他特記すべき事項 |    | <p>○「新成長戦略」成長戦略実行計画（工程表）（平成22年6月18日閣議決定）に明記されている「海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進」に資することが出来る。</p> <p>○平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p> |

事後検証シート（政策アセスメント関係）

|  |  |                   |  |
|--|--|-------------------|--|
| <p>施策等<br/>(対象評価書)</p>                 | <p>環境共生型都市開発プロジェクトの国際展開支援の推進<br/>(平成23年度予算概算要求関係政策アセスメント結果(事前評価書)【No. 19】)</p>   | <p>担当<br/>課長名</p> | <p>都市政策課長<br/>井崎 信也<br/>都市計画課長<br/>宇野 善昌</p> |
| <p>施策等の概要<br/>・目的</p>                  | <p>急速な成長を続けるアジア等の新興国においては、人口増加や都市化、工業化、それに伴う環境問題の発生が課題となっており、これらの課題を解決するための環境共生型都市開発のニーズが高まっている。このため、日本の技術や基準・規格を国際社会へ発信・提案すること等により、我が国がこれまで培ってきた都市開発に係る技術・ノウハウを、構想作成・提案及び海外セミナーの開催を通じ、トータルなソリューションとして新興国に展開・浸透させる。<br/>【平成23年度予算要求額：257百万円】 【平成23年度予算額：151百万円】<br/>【平成24～28年度予算額：891百万円】</p>  |                   |  |
| <p>政策目標・<br/>施策目標</p>                  | <p>7 都市再生・地域再生等の推進<br/>25 都市再生・地域再生を推進する</p>   |                   |  |
| <p>業績指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>-</p>   |                   |  |
| <p>検証指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>新興国の環境共生型都市開発プロジェクトにおける我が国企業の受注額(年間880億円程度)・目標年度：平成27年度</p>   |                   |  |
| <p>施策等の効果<br/>の測定及び結果<br/>(実際の有効性)</p> | <p>平成23年度以降、我が国不動産開発事業者等によるアジア等の新興国における都市開発事業は順調に拡大している。たとえば、平成28年7月に三菱商事(株)、三菱地所(株)と官民ファンドである(株)海外交通・都市開発支援機構(JOIN)がミャンマー・ヤンゴンにおける本邦企業初の大規模複合都市開発事業(ランドマーク・プロジェクト)を開始し、また同年10月には三菱商事(株)、西日本鉄道(株)、阪神電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)とJOINがインドネシア・ジャカルタ郊外における戸建住宅と商業施設を複合した都市開発事業を開始した。<br/>国土交通省は、両国も含めたアジア等の新興国諸国との二国間のトップセールス・政策対話・セミナー等を通じ、相手国での日本型都市開発制度の導入支援や、個別地区における都市開発の基本構想の提案を行うと共に、日本型都市開発のメリットの理解促進につとめており、たとえば平成25年9月のミャンマー建設省からの要請に基づき、都市開発に関するワークショップの開催(平成26年～)や同国の都市・地域開発計画法制定に向けた支援(平成27・28年度)を当省が実施している。このような事業環境の整備が、我が国企業による相手国内での都市開発事業受注・推進につながったと考えられる。<br/>なお「「日本再興戦略」改訂2016」(平成28年6月3日閣議決定)において「2020年に約30兆円」のインフラシステムの受注を目指す(都市開発以外も含む)とされており、引き続き日本企業による海外都市開発事業の更なる拡大の支援に努めて参りたい。</p> |                   |  |

|            |    |
|------------|----|
| 参考URL      | なし |
| その他特記すべき事項 |    |

【No. 19】

政策アセスメント評価書（個票）

|         |   |       |                    |
|---------|---|-------|--------------------|
| 施策等     | 環境共生型都市開発プロジェクトの国際展開支援の推進   |       |                    |
| 担当課     | 都市・地域整備局<br>都市・地域政策課<br>都市計画課   | 担当課長名 | 課長 橋本 晃<br>課長 樺島 徹 |
| 施策等の概要  | <p>環境共生型都市開発の海外展開に向けて、新興国の都市開発プロジェクトに対する我が国民間コンソーシアムによるアプローチを支援するため、自然条件や社会経済条件の異なる地域を対象に、新興国の都市開発ニーズ等を総合的に調査・分析した上で、環境共生型都市の基本構想を作成し、都市開発協力に関する二国間政策対話に活用するとともに、我が国の先進技術・ノウハウ等を情報発信する海外セミナー等を開催する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：257百万円】</p>   |       |                    |
| 施策等の目的  | <p>急速な成長を続けるアジア等の新興国においては、人口増加や都市化、工業化、それに伴う環境問題の発生が課題となっており、これらの課題を解決するための環境共生型都市開発のニーズが高まっている。このため、日本の技術や基準・規格を国際社会へ発信・提案すること等により、我が国がこれまで培ってきた都市開発に係る技術・ノウハウをトータルなソリューションとして新興国に展開・浸透させるとともに、新興国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験を新興国の持続可能な成長のエンジンとして活用する。</p>   |       |                    |
| 政策目標    | 7 都市再生・地域再生等の推進   |       |                    |
| 施策目標    | 26 都市再生・地域再生を推進する   |       |                    |
| 業績指標    | —   |       |                    |
| 検証指標    | 新興国の環境共生型都市開発プロジェクトにおける我が国企業の受注額  |       |                    |
| 目標値     | 年間880億円程度   |       |                    |
| 目標年度    | 平成27年度  |       |                    |
| 施策等の必要性 | <p><b>i 目標と現状のギャップ</b><br/>日本の技術や基準・規格を国際社会へ発信・提案することや、我が国がこれまで培ってきた都市開発に係る技術・ノウハウをトータルなソリューションとして新興国に展開・浸透させることができていない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b><br/>○新興国の都市開発ニーズ等に関する情報の不足<br/>○我が国の技術や基準・規格等の国際社会への発信・提案する機会が不十分 等</p> <p><b>iii 課題の特定</b><br/>○環境共生型都市開発のニーズ等について総合的な調査・分析を行った上で、環境共生型都市開発に関するビジョンやソリューションを取りまとめた基本構想を作成し、新興国中央政府との二国間政策対話や中央・地方政府関係者等を集めた海外セ</p> |       |                    |



|    |             |   |
|----|-------------|---|
|    |             | <p>ミナーにおいて、新興国政府関係者等に対して情報発信を行う必要がある。これらの取組を通じて、環境共生型都市開発に関する我が国の技術や基準・規格等を国際社会へ発信・提案し、新興国の都市開発プロジェクトに対する我が国民間コンソーシアムによるアプローチの支援を行うことが必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>○基本構想の作成<br/>自然条件や社会経済条件の異なる地域を対象に、新興国の都市開発ニーズ等を総合的に調査・分析した上で、環境共生型都市の基本構想を作成し、都市開発協力に関する二国間政策対話等に活用する。</p> <p>○海外セミナー開催<br/>新興国において、我が国の先進技術・ノウハウ等を統合した環境共生型都市開発の構想を紹介する。</p> <p>○国内シンポジウム開催<br/>新興国における都市開発の責任者等を日本に招聘し、官民連携によるプロモーションを実施する。</p> |
|    | 社会的<br>ニーズ  | <p>新成長戦略（平成22年6月18日）において、「環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む」とこととされている。</p>  |
|    | 行政の関与       | <p>環境共生型都市開発に関するビジョンやソリューションを取りまとめた基本構想を作成し、新興国をはじめとする国際社会へ発信・提案するためには、中央政府間での政策対話等の機会を活用することが重要であり、行政の関与が必要である。</p>  |
|    | 国の関与        | <p>環境共生型都市開発に関するビジョンやソリューションを取りまとめた基本構想を作成し、新興国をはじめとする国際社会へ発信・提案するためには、中央政府間での政策対話等の機会を活用することが重要であり、国レベルの関与が必要である。</p>  |
|    | 施策等の<br>効率性 |   |
| 本案 | 費用          | <p>257百万円（平成23年度概算要求額）</p> <p>○基本構想の作成<br/>○海外セミナー開催<br/>○国内シンポジウム開催</p>  |
|    | 効果          | <p>新興国の都市開発に対する我が国民間コンソーシアムによるアプローチを支援し、幅広い日本の技術・システムを活用した環境共生型都市開発の海外展開が促進されることにより、我が国がこれまで培ってきた都市開発に係る技術・ノウハウをトータルなソリューションとして新興国に展開・浸透させることができ、我が国企業による受注が相当額見込まれるとともに、地球環境への負荷軽減、新興国の持続可能な成長への貢献につながる。</p>   |
|    | 比較          | <p>本施策により、幅広い日本の技術・システムを活用した環境共生型都市開発の海外展開が実現し、費用に見合った効率的で十分な効果が得られる。</p>   |

|            |    |   |
|------------|----|---|
| 代替案        | 概要 | 国が本施策を実施せず、個々の民間事業者に委ねる場合   |
|            | 費用 | 個々の民間事業者が負担   |
|            | 効果 | <p>国が本施策を実施せず、個々の民間事業者に委ねる場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新興国の都市開発ニーズ等に関する情報の不足</li> <li>○我が国の都市開発に係る技術・ノウハウをトータルなソリューションとすることが困難</li> <li>○我が国の技術や基準・規格等の国際社会への発信・提案の機会が不十分</li> <li>○新興国との二国間政策対話等の機会の欠如 等</li> </ul> <p>の問題が解決されず、幅広い日本の技術・システムを活用した環境共生型都市開発の海外展開を実現することは困難。</p>  |
|            | 比較 | 国費は抑制できるが、幅広い日本の技術・システムを活用した環境共生型都市開発の海外展開を実現することが困難であるため、効率的とは言えない。  |
| 本案と代替案の比較  |    | <p>本案と代替案を比較すると、本案では新興国の都市開発に対する我が国民間コンソーシアムによるアプローチを支援することにより、幅広い日本の技術・システムを活用した環境共生型都市開発の海外展開が促進されるため、その効果は極めて大きく、我が国企業による受注増効果も見込まれる。よって、本案の方が、効率的である。</p>   |
| 施策等の有効性    |    | <p>本施策を通じて幅広い日本の技術・システムを活用した環境共生型都市開発の海外展開が促進され、我が国の都市再生・地域再生の推進に資するものと見込まれる。</p>   |
| その他特記すべき事項 |    | <p>○閣議決定、施政方針演説等</p> <p>新成長戦略（平成22年6月18日）の第3章（3）に「環境共生型都市の開発支援に官民あけて取り組む」、&lt;&lt;21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト&gt;&gt;に「パッケージ型インフラの海外展開」と記載あり。</p> <p>国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）の4.1.政策1に「環境共生型都市開発プロジェクトの海外展開を支援するため、官民連携体制を整備」、5.1.3)④に「高度なICTを活用した低炭素型環境共生都市づくりのノウハウを情報発信するセミナーをアジアの拠点都市で開催する」と記載あり。</p> <p>第174回国会における管内閣総理大臣の所信表明演説において、「急速な成長を続けるアジアの多くの地域では、都市化や工業化、それに伴う環境問題の発生が課題となっています。・・・世界に先駆けて、これらの課題を解決するモデルを提示することで、アジア市場の新たな需要に応えることができます。」と発言あり。</p> <p>○平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p> |

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

|  |   |                   |                          |
|--|---|-------------------|--------------------------|
| <p>施策等<br/>(対象評価書)</p>                 | <p>民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの確立<br/>(平成24年度予算概要要求等関係政策アセスメント結果(事前評価書)【No. 1】)</p>  | <p>担当<br/>課長名</p> | <p>安心居住推進課長<br/>北 真夫</p> |
| <p>施策等の概要<br/>・目的</p>                  | <p>公的賃貸住宅を補完する民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築するとともに、災害時において民間賃貸住宅を被災者向け住宅として効果的に活用するため、制度を創設(平成24~26年度)。<br/>管理・契約面で住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者)に配慮する民間賃貸住宅の供給を支援する。<br/>平成27~28年度については、住宅確保要配慮者のセーフティネットという政策目的により合致した事業内容とするため、入居対象者を高齢者、障害者、子育て世帯に限定するなどの事業の見直しを実施。<br/>【平成24年予算要求額：20,000百万円】 【平成24年予算額：10,000百万円】<br/>【平成25年~平成28年予算額合計：25,000百万円】</p> |                   |                          |
| <p>政策目標・<br/>施策目標</p>                  | <p>1 少子・高齢化等に対応した住生活の確保及び向上の促進<br/>1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p>   |                   |                          |
| <p>業績指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>—</p>  |                   |                          |
| <p>検証指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>登録住宅戸数(目標値：10万戸、目標年度：平成28年)</p>  |                   |                          |
| <p>施策等の効果<br/>の測定及び結果<br/>(実際の有効性)</p> | <p>本施策の実績は約3万戸と目標値には届いていないものの、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築等が推進され、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保に寄与した。<br/>なお、平成29年度から本施策に替えて、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設することとしている。</p>  |                   |                          |
| <p>参考URL</p>                           | <p><a href="http://www.minkan-safety-net.jp/">http://www.minkan-safety-net.jp/</a>     <a href="http://www.anshin-kyoju.jp/">http://www.anshin-kyoju.jp/</a></p>  |                   |                          |
| <p>その他特記<br/>すべき事項</p>                 | <p></p>   |                   |                          |

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

|         |   |       |                      |
|---------|---|-------|----------------------|
| 施策等     | 民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの確立   |       |                      |
| 担当課     | 住宅局安心居住推進課<br>・住宅総合整備課  | 担当課長名 | 課長 山口 敏彦<br>課長 伊藤 明子 |
| 施策等の概要  | <p>公的賃貸住宅を補完する民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築するとともに、災害時において民間賃貸住宅を被災者向け住宅として効果的に活用するため、以下の支援制度を創設する（予算関係）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理・契約面で住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に配慮する民間賃貸住宅の供給支援</li> </ul> <p>【予算要求額】20,000百万円</p>   |       |                      |
| 施策等の目的  | <p>① 現下の厳しい雇用情勢・所得環境のもとで、国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅が確保できる環境を整備するとともに、需要が逼迫している公的賃貸住宅を補完する民間賃貸住宅の整備を促進する。</p> <p>② 災害時における民間賃貸住宅の効果的な活用体制を整備する。</p>  |       |                      |
| 政策目標    | 1 少子・高齢化等に対応した住生活の確保及び向上の促進   |       |                      |
| 施策目標    | 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る  |       |                      |
| 業績指標    | —   |       |                      |
| 検証指標    | 登録住宅戸数  |       |                      |
| 目標値     | 10万戸  |       |                      |
| 目標年度    | 平成28年度  |       |                      |
| 施策等の必要性 | <p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>公営住宅の応募倍率が高い水準で推移するなど（平成21年度・8.8倍）公的賃貸住宅に対する需要は逼迫しているが、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第1条に規定する目的に掲げられているように、住宅確保要配慮者については、賃貸住宅の供給を促進し、その生活の安定の向上を図る必要がある。</p> <p>また、東日本大震災においては応急仮設住宅の供与に関し一定の期間を要したが、災害時には、住宅を失った被災者に対し迅速かつ大量の住宅を確保する必要がある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>近年、厳しい経済・雇用情勢の下、雇用者の所得水準の低下により住居費負担能力が低下し、住宅に困窮する者が増加する傾向にあることが原因であると考えられる。</p> <p>また、災害時の被災者向けの住宅については、応急仮設住宅の建設だけでなく、民間賃貸住宅の借上げなど既存ストックを有効活用することが必要であるが、このような取組みを実施している地方公共団体は限られている。</p> |       |                      |

|         |    |   |
|---------|----|---|
|         |    | <p>iii 課題の特定</p> <p>既存の民間賃貸住宅ストックの有効活用を図ることにより、公営住宅等の公的賃貸住宅を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図ることが必要である。</p> <p>また、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速かつ円滑に進めるためには、災害の前から都道府県と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等の民間賃貸住宅関係団体者との間での体制整備を図ることが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>① 住宅確保要配慮者の円滑な入居など、これらの者に配慮した契約・管理を実施するとともに、災害時の被災者向け利用協定に係る制度の創設</p> <p>② ①の制度で登録された住宅の改修費用に係る助成</p> |
| 社会的ニーズ  |    | <p>現下の厳しい雇用情勢・経済情勢において、国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保できる環境の整備が求められている。</p> <p>また、災害時には、住宅を失った被災者に対し迅速かつ大量に住宅を供給することが求められている。</p>   |
| 行政の関与   |    | <p>低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人など住宅の確保に特に配慮を要する者がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築は、社会全体として受け止めるべき課題である。</p>  |
| 国の関与    |    | <p>重層的な住宅セーフティネットの構築については、国が地方公共団体と協力して推進すべき課題である。</p>  |
| 施策等の効率性 |    |   |
| 本案      | 費用 | <p>【20,000百万円（平成24年度予算要求額）】</p> <p>管理・契約面で住宅確保要配慮者に配慮する等の要件を満たす民間賃貸住宅の改修費用に係る助成に要する費用</p>   |
|         | 効果 | <p>既存の民間賃貸住宅空家を活用した、管理・契約面で住宅確保要配慮者に配慮する賃貸住宅の供給が促進されるとともに、災害時に迅速かつ円滑に利用可能な民間賃貸住宅ストックの形成が可能となる。</p>  |
|         | 比較 | <p>費用欄に掲げる費用が必要となるものの、国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保できる環境の整備が図られ、結果として重層的な住宅セーフティネットの構築が図られるという観点及び災害時の被災者の居住の安定確保を図る観点から、より大きい効果を得ることができる。</p>  |
| 代替案     | 概要 | <p>国により全国一律に支援せず、社会資本整備総合交付金を活用し、地方公共団体による公営住宅の借上げに係る補助（借上げの対象となる民間賃貸住宅の改修費用について補助）を実施する場合に助成する。</p>  |

|  |            |   |
|--|------------|---|
|  | 費用         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借上公営住宅の改修に要する費用<br/>【20,000百万円（仮に本案と同額とする。）】</li> <li>・ 借上公営住宅の家賃低廉化に要する費用</li> </ul>  |
|  | 効果         | <p>既存の民間賃貸住宅空家を活用した、管理・契約面で住宅確保要配慮者に配慮する賃貸住宅の供給が促進されるとともに、災害時に迅速かつ円滑に利用可能な民間賃貸住宅ストックの形成が可能となるものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借上公営住宅として活用する場合の義務補助として、後年度において公営住宅家賃の低廉化に対する補助費用が継続的に発生することとなり、</li> <li>② 借上公営住宅の供給を行う地方公共団体は限られていることから、施策の効果が及ぶ範囲が限定化される可能性がある。</li> <li>③ 借上公営住宅として活用する場合、入居者が低額所得者に限定されることから、施策の対象が限定化される。</li> </ul> |
|  | 比較         | <p>住宅セーフティネット施策は市場では対応が困難な者を対象とする者であり、代替案では、全国的に公的賃貸住宅を補完する民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を図ることは困難となる。</p>   |
|  | 本案と代替案の比較  | <p>本案は、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築するにあたり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借上公営住宅として民間賃貸住宅を活用する代替案に比べ、家賃低廉化に要する国庫負担が軽減される</li> <li>② 地方公共団体による補助が前提となる代替案に比べ、いつどこで発生するか分からない災害に対応する緊急性の高い施策であることを考慮すると、全国的な効果が早期に得られることが期待できる</li> <li>③ 借上公営住宅として入居者が低額所得者に限定される代替案に比べ、他の住宅確保要配慮者も施策対象とすることができる</li> </ul> <p>ことから、より効率的・効果的であると考えられる。</p>  |
|  | 施策等の有効性    | <p>本施策により、増加する民間賃貸住宅空家を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築が可能となるとともに、災害時の効果的な民間賃貸住宅活用が可能となる。これにより、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図ることが可能となる。</p>  |
|  | その他特記すべき事項 | <p>平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>  |

事後検証シート（政策アセスメント関係）

|  |  |                   |                           |
|--|--|-------------------|---------------------------|
| <p>施策等<br/>(対象評価書)</p>                 | <p>鉄道施設緊急耐震対策事業<br/>(平成24年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)【No. 13】)</p>  | <p>担当<br/>課長名</p> | <p>鉄道局施設課<br/>課長 江口秀二</p> |
| <p>施策等の概要<br/>・目的</p>                  | <p>東日本大震災の被害を踏まえ、東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震の想定地域などにおいて、列車の安全運行などを図るため、鉄道の橋りょう・高架橋の耐震対策の費用の一部を補助することにより耐震対策の進捗を図る。<br/>(予算関係)<br/>【平成24年度予算概算要求額：300百万円】<br/>【平成24年度予算額：鉄道施設安全対策事業費等補助金の内数：880百万円の内数】<br/>【平成25年度予算額：鉄道施設安全対策事業費等補助金の内数：1,904百万円の内数】<br/>【平成26年度予算額：鉄道施設安全対策事業費等補助金の内数：2,230百万円の内数】<br/>【平成27年度予算額：鉄道施設総合安全対策事業費補助の内数：1,814百万円の内数】<br/>【平成28年度予算額：鉄道施設総合安全対策事業費補助の内数：3,632百万円の内数】</p> |                   |                           |
| <p>政策目標・<br/>施策目標</p>                  | <p>5 安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の確保<br/>14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p>  |                   |                           |
| <p>業績指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>—</p>   |                   |                           |
| <p>検証指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>橋りょう・高架橋の耐震対策実施箇所数<br/>(50箇所・平成28年度)</p>  |                   |                           |
| <p>施策等の効果<br/>の測定及び結果<br/>(実際の有効性)</p> | <p>平成24年度～平成28年度において、本補助制度を活用することにより、のべ104箇所の橋りょう・高架橋について、鉄道利用者の安全確保、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能確保を図るための耐震補強が実施された。<br/>※平成24年度は、地域鉄道事業者を補助対象としていたところ、平成25年度から「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」により耐震補強を努力義務化したことに併せ、補助対象事業者を拡充し、耐震対策実施箇所が大幅に増大した。</p>  |                   |                           |
| <p>参考URL</p>                           |  |                   |                           |
| <p>その他特記<br/>すべき事項</p>                 |  |                   |                           |

【No. 13】

政策アセスメント評価書（個票）

|         |   |  |          |
|---------|---|--|----------|
| 施策等     | 鉄道施設緊急耐震対策事業の創設   |  |          |
| 担当課     | 鉄道局 施設課   | 担当課長名  | 課長 潮崎 俊也 |
| 施策等の概要  | 東日本大震災の被害を踏まえ、東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震の想定地域などにおける、鉄道の橋りょう・高架橋の耐震対策の費用の一部を補助することにより耐震対策の進捗を図る。（予算関係）<br>【予算要求額：300百万円】   |  |          |
| 施策等の目的  | 東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震等の切迫性が中央防災会議等において指摘されていることから、これらの想定地域において列車の安全運行などを図るため、鉄道施設の耐震対策の更なる緊急的実施を図る。  |  |          |
|         | 政策目標  | 5 安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の確保   |          |
|         | 施策目標  | 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する                                  |          |
|         | 業績指標  | —  |          |
|         | 検証指標  | 橋りょう・高架橋の耐震対策実施箇所数   |          |
|         | 目標値   | 50箇所   |          |
|         | 目標年度  | 平成28年度   |          |
| 施策等の必要性 | <p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>東日本大震災の被害を踏まえ、東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震の想定地域などにおいて、橋りょう・高架橋の耐震対策が求められているが、鉄道事業者の財政事情により現状は進んでいない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>耐震対策については、これまでも各鉄道事業者において進めてきているものの、利用者の増加や収益の向上にはつながらないこと、多額の経費を要することから緊急的に進めることは困難であるため。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>耐震対策には多額の費用が必要であり、早期の実施が図られるためには、助成制度の創設が急務である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>補助対象となる施設：東海・東南海・南海地震及び首都直下地震の想定地域などにおける、鉄道の橋りょう及び高架橋の耐震対策</p> |  |          |
|         | 社会的ニーズ  | 東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震等の切迫性が中央防災会議等において指摘されており、東日本大震災を踏まえ、一度に大量の旅客を運ぶ輸送機 |          |



|            |       |  |
|------------|-------|--|
|            |       | 関である鉄道について、施設の耐震対策による輸送の安全確保がより一層求められている。  |
|            | 行政の関与 | 地震の発生時において、多数の国民が利用する列車の安全確保のために、耐震補強を早期に実施する必要がある、これに対する助成制度を用意して実施の促進を図ることが行政として不可欠である。  |
|            | 国の関与  | 上記の施策については、鉄道ネットワーク全体の防災対策を考慮すると、広域的かつ一体的に進める必要がある、国の関与が適切である。   |
| 施策等の効率性    |       |  |
| 本案         | 費用    | 300百万円【平成24年度予算要求額】<br>鉄道施設緊急耐震対策事業に必要な費用  |
|            | 効果    | 本助成制度の創設により、東海・東南海・南海地震や首都直下地震の想定地域などにおける影響エリアの耐震対策が促進され、大規模地震発生時に、列車の安全運行が確保される。  |
|            | 比較    | 耐震対策が早期に実現すること、大規模地震発生時の影響を最小限にとどめることにより、高い効果が期待される。   |
| 代替案        | 概要    | 東海・東南海・南海地震や首都直下地震の想定地域などにおける影響エリアの耐震対策を、鉄道事業者自らの資金だけで行わせることとする。   |
|            | 費用    | 国及び地方自治体の補助がなかった場合、補助金相当額が全額鉄道事業者の負担となる。   |
|            | 効果    | 鉄道事業者にはインセンティブが与えられず、また自己資金での事業となるため、耐震対策の推進はあまり図られない。   |
|            | 比較    | 耐震対策にかかる鉄道事業者の負担が多くなり、耐震対策の進捗が遅れる。   |
| 本案と代替案の比較  |       | 補助事業を創設し事業を行うことにより耐震対策の進捗が図られることから、本案のほうが勝っている。  |
| 施策等の有効性    |       | 今後発生が予測されている大規模地震に備え、「鉄道施設緊急耐震対策事業」を創設して耐震対策を推進することにより、地震時の鉄道のより一層の安全性向上が図られ、「鉄道の安全性向上」という施策目標の達成に資することから有効である。  |
| その他特記すべき事項 |       | ○「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において以下の記述がある。<br>「最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルート多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。」<br><br>○平成28年度までに事後検証シートにより、事後検証を行う。 |

事後検証シート（政策アセスメント関係）

|  |   |                   |  |
|--|---|-------------------|--|
| <p>施策等<br/>(対象評価書)</p>                 | <p>津波防災対策の推進<br/>(平成24年度補正予算関係政策アセスメント結果<br/>(事前評価書)【No. 4】)</p>  | <p>担当<br/>課長名</p> | <p>海上保安庁海洋情報部<br/>海洋調査課長<br/>長屋 好治</p> |
| <p>施策等の概要<br/>・目的</p>                  | <p>中央防災会議の提言により設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が南海トラフの巨大地震モデルの想定を見直し、地震の震源域と規模が拡大したことから、測量船の調査能力を向上させて早急に海底地形データを取得して津波防災情報図を整備するとともに、得られた海底地形データは自治体等へ提供する。(予算関係)<br/>【平成24年度補正予算案：1,202百万円】<br/>【平成25～27年度予算額：403百万円】</p>  |                   |  |
| <p>政策目標・<br/>施策目標</p>                  | <p>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保<br/>18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する</p>   |                   |  |
| <p>業績指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>—</p>  |                   |  |
| <p>検証指標(目標値・<br/>目標年度)</p>             | <p>津波防災情報図の整備(65図・平成27年度)</p>   |                   |  |
| <p>施策等の効果<br/>の測定及び結果<br/>(実際の有効性)</p> | <p>南海トラフ巨大地震による津波の被害が想定される地域に配属されている測量船のマルチビーム測深機(6式)を、より広範囲を測量可能とする最新型に更新し、調査能力を向上させるとともに、必要な海域の海底地形データを取得し、新たな南海トラフ巨大地震モデルに対応した津波防災情報図を整備した。(平成25年度13図、平成26年度25図、平成27年度27図、の計65図/65図)。<br/>また、地方自治体等が行う津波浸水域の設定やハザードマップ整備を支援するため、得られた海底地形データを約130団体へ提供した。</p> |                   |  |
| <p>参考URL</p>                           | <p><a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html</a></p>  |                   |  |
| <p>その他特記<br/>すべき事項</p>                 | <p>特になし</p>   |                   |  |

【No. 4】

政策アセスメント評価書（個票）

|         |  |       |          |
|---------|--|-------|----------|
| 施策等     | 津波防災対策の推進  |       |          |
| 担当課     | 海上保安庁海洋情報部<br>海洋調査課  | 担当課長名 | 課長 加藤 幸弘 |
| 施策等の概要  | <p>中央防災会議の提言により設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が南海トラフの巨大地震モデルを見直し、想定される津波の規模及び範囲が拡大したことから、測量船の調査能力を向上させて早急に海底地形データを取得して津波防災情報図を整備するとともに、得られた海底地形データは自治体等へ提供する。（予算関係）</p> <p>【補正予算案：1,202百万円】</p>  |       |          |
| 施策等の目的  | <p>港湾等における津波到達の時間、流速等をシミュレーションした津波防災情報図を整備し、船舶津波対策協議会等を通じて災害発生時における港湾内の船舶の津波防災対策を強化する。</p> <p>また、シミュレーションを行うために整備する海底地形データを自治体等に提供し、津波浸水想定の設定や津波ハザードマップの作成を支援する。</p>   |       |          |
| 政策目標    | 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保   |       |          |
| 施策目標    | 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する  |       |          |
| 業績指標    | —  |       |          |
| 検証指標    | 津波防災情報図の整備   |       |          |
| 目標値     | 65図  |       |          |
| 目標年度    | 平成27年度   |       |          |
| 施策等の必要性 | <p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>港湾内の船舶の津波防災対策を強化するためには、新たな地震モデルに対応した津波防災情報図を早期に整備する必要があるが、現状では津波防災情報図を早期に整備できない。</p> <p>また、海底地形データを取得できておらず、これらを提供して自治体等を支援することができない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>津波防災情報図を整備するためにはシミュレーションに用いる詳細な海底地形データが必要であるが、現在保有している海底地形データは密度、精度が不十分である。</p> <p>また、調査対象海域が広範囲にわたるため、現在の測量船の調査機器の能力が不足しており、海底地形データを早急に取得することができない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> |       |          |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>測量船の調査能力を向上させた上で、必要な海域について早急に調査を行う必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>測量船の調査機器の能力を向上させ、海底地形調査を加速させて早急に海底地形データを取得し、シミュレーションを実施して港湾等を対象とした津波防災情報図を整備するとともに、詳細な海底地形データを早期に提供する。</p>  |
| 社会的ニーズ | <p>津波防災対策を推進するため、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」が制定され、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき定められた「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」において津波浸水想定の設定に必要な調査として海底の地形調査を掲げている。</p> <p>また、「防災対策推進検討会議 最終報告（平成24年7月31日）」において、事前の備えのひとつとして、ハード・ソフトの組合せにより災害に強い国土・地域を実現するとしており、減災の徹底を求められている。</p> |
| 行政の関与  | <p>「津波対策の推進に関する法律」及び「津波防災地域づくりに関する法律」において、津波浸水想定の設定、ハザードマップ等を整備することとされている。</p>   |
| 国の関与   | <p>「津波防災地域づくりに関する法律」において、国は広域的な見地から行う地形調査を実施することとされている。</p> <p>また、「防災基本計画（平成24年9月6日改正）」において、国は津波災害及び津波防災に資する基本的なデータの集積や、津波予測の高精度化のために海域での観測の充実及び観測情報の提供を図るとされている。</p>  |

| 施策等の効率性 |    |  |
|---------|----|--|
| 本案      | 費用 | 1,202百万円（平成24年度補正予算案）<br>津波防災対策の推進   |
|         | 効果 | 新たな地震モデルに対応した津波防災情報図を整備することにより、船舶等の津波被害軽減が図られる。また、自治体等へ海底地形データを提供することにより津波浸水想定の設定、ハザードマップ作成等の地域防災力向上を図ることができる。 |
|         | 比較 | 迅速な調査により、津波防災情報図の整備及び海底地形データの提供が早期に可能となり、港湾等における船舶の津波防災対策及び自治体による地域の津波防災対策の強化が図られる。                            |
| 代替案     | 概要 | 従来どおり、測量船の現有の調査機器で海底地形調査を実施する。   |
|         | 費用 | なし（既存の設備・経費のみで実施）  |
|         | 効果 | 必要とされる津波防災情報図の整備及び海底地形データの提供を迅速に実施することが困難である。  |
|         | 比較 | 津波防災情報図の整備及び海底地形データの提供を迅速に実施できず、効果は限定的になる。   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>本案と代替案の比較</p>  | <p>代替案では海底地形調査を迅速に実施できないため、効果が限られる。本案では、必要な海域の海底地形調査を迅速に行うことができ、津波防災情報図の整備及び海底地形データの提供が早急に可能となるため、効果が著しく大きい。</p>  |
| <p>施策等の有効性</p>    | <p>調査能力を向上させた測量船により、必要な海域の海底地形調査を早期に完了することが可能となる。これにより、津波防災情報図の整備及び海底地形データの提供が可能となり、津波防災対策を早期に講じることができる。</p>  |
| <p>その他特記すべき事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災対策推進検討会議の最終報告に今後重点的に取り組むべき事項として記載されている「災害を予防するための多面的な取組」に資するほか、防災基本計画に記載されている津波災害及び津波防災に資する基本的なデータの集積や提供を通して、津波防災地域づくりに関する法律等で定められている津波からの防災・減災対策を推進・強化することができる。</li> <li>○ 平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</li> </ul> |





































